

交流活動団体用

【富士宮市大富士交流センター利用団体登録申請書】の提出について

これは、富士宮市大富士交流センター利用団体登録要領に基づき、申請書に事業報告書・事業計画書および会員名簿を添えて提出していただくことで、交流活動活動のために利用する団体であることを確認し、施設を無料で利用できる根拠とするものです。

《 記入の手引き 》

- 1 「団体名」は、団体の名称を正確に記入してください。
「結成年月」は、わかる範囲で記入してください。
- 2 「代表者」は、団体の運営責任者を記入してください。
- 3 「連絡先」は、代表者と連絡先が異なる場合のみ記入してください。
- 4 「活動内容」は、該当する番号を○で囲んでください。該当が複数ある場合は、その全てを○で囲んでください。
- 5 「会員人数」は、団体の構成員全ての人数を記入してください。
(1)原則として、構成員に大富土地域に住所を有する者がいること。
(2)構成員が5人以上で、市内若しくは富士市内に在住又は在勤若しくは在学する者が構成員の1/2以上であること。
- 6 「利用時間」「利用回数」「利用曜日」は、わかる範囲で基本的なものを記入してください。
- 7 「大富士交流センター以外の活動場所」は、大富士交流センター以外の、別の公民館や集会所（民間の施設も含む）などで活動している場合に記入してください。



記入上の注意事

富士宮市大富士交流センター利用団体の登録申請書

年度

(提出年月日)

年 月 日

1	ふりがな			結成年月		
	団体名			年 月		
2	代 表 者	氏 名				
		住 所	富士宮市			
		電話番号	— —			
		Eメール アドレス				
3	(代表者と連絡先が異なる場合は記入)	氏 名				
		住 所	富士宮市			
		電話番号	— —			
		Eメール アドレス				
4	活 動 内 容	該当する項目の数字を○で囲んでください。※複数の回答も可能です。				
		1 保健・医療または福祉の増進 2 社会教育の推進 3 まちづくりの推進 4 観光の振興 5 農山漁村又は中山間地域の振興 6 文化・芸術又はスポーツの振興 7 環境の保全 8 災害救援活動 9 地域安全活動 10 人権の擁護又は平和の推進 11 国際性 12 男女共 13 子どもの健全育成 14 情報化社会の発展 15 科学技術の振興 16 経済活動の活性化 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充 18 消費者の保護 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助 20 その他 ()	該当する番号を○で囲んでください。			
5	会員人数	人	主な 利用時間	午前 午後	時 分 ~ 午前 午後 時 分	
	利用回数	月 回	その他 ()	主な 利用曜日	第1・2・3・4・毎週 曜日	
6	大富士交流センター 以外の活動場所	会場名				

センター長	担当

第3号様式

富士宮市大富士交流センター利用誓約書（一般利用を除く）

私たちの団体は、富士宮市大富士交流センター（以下、「センター」という。）を利用するに当たり、利用者としての責任を持ち、下記の事項を守ることを誓います。

記

- 1 施設利用に当たっては、センター職員の指示に従います。
- 2 富士宮市大富士交流センター条例、同施行規則、利用団体登録要領等の規定を遵守し、各々の団体の活動を相互に助け合いながら、センターの責任ある開かれた運営に協力します。
- 3 利用団体登録に記載した活動以外の活動（ミーティング等）にセンターを利用しません。
- 4 施設及び敷地内にて次の活動は行いません。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する行動
 - (2) 営利を目的とするもの又はこれに類する活動
 - (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする活動
 - (4) 特定の政党・党派又は宗教を支持又は反対することを目的とする活動
 - (5) 暴力団又は暴力団等の統制下にある活動
 - (6) その他施設管理上支障がある活動
- 5 センター内で喫煙しません。
- 6 センター内で火気を使用しません。
- 7 センター内に危険物を持ち込みません。
- 8 施設利用後は、施設内を点検し、照明、冷暖房設備、付属施設等の電源を切ります。
- 9 退館時は他の利用者・団体との連絡を密にし、火の始末、施錠を徹底して行います。
- 10 利用後は、施設内及び附属設備付近の清掃を行うとともに、ゴミ等はすべて持ち帰ります。
- 11 許可なく寄附金の募集、物品の販売等を行いません。
- 12 騒音、怒声、暴力等、他の利用者又は周辺住民の迷惑をかけません。
- 13 トイレ・階段等のセンター内の共用部分についても、施設美化及び省エネルギーにつとめます。
- 14 富士宮市大富士交流センター条例の規定に基づき、設備若しくは備品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにセンター事務所に届け出るとともに、市長の定める額を賠償します。
- 15 使用時に交付された鍵については、鍵管理者を定め、団体内で責任を持って管理・保管につとめます。第三者への貸与はしません。
- 16 鍵を紛失又は破損した場合は、速やかにセンター事務所に申し出て、実費弁償します。
- 17 利用団体登録の内容（代表者、連絡先住所、電話番号等）に変更があった場合、速やかにセンター事務所に連絡します。
- 18 団体登録後、本誓約書に反する利用があった場合には、利用者登録を抹消されても異議を申し出ません。

平成 年 月 日

署 名
(自署してください)

団体名 _____
代表者 _____

《団体名》

年 度 事 業 報 告 書

実 施 時 期	実 施 事 業

年 度 事 業 計 画 書

実 施 時 期	実 施 事 業

会 員 名 簿

年 月 日現在

No	大富士地域在住の方、その行政区	氏 名	住 所	電 話 番 号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				